

報道資料

令和2年2月25日(火)

福祉医療部医療政策局 健康推進課

担当：辻本・森田

電話：0742-27-8662(ダイヤルイン)

内線：2930,3134

福祉医療部医療政策局 疾病対策課

担当：根津・井久保

電話：0742-27-8612(ダイヤルイン)

内線：3130, 3133

新型コロナウイルス感染症に関する県民向け電話相談窓口について

県では、2月5日より、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」に該当される方からの相談に対応していますが、2月25日より平日の相談対応時間を延長し、8:30～21:00までとします。(土・日・祝については、従来どおり10:00～16:00)

新たな県民向けチラシにて、相談対応時間の延長とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ」について記載し、発熱等の風邪症状がある方は、まずは、かかりつけ医やお近くの医療機関に電話相談していただくよう、周知しています。

県民の皆様へ

- 新型コロナウイルス感染症は、現在、県内で流行が認められている状況ではありません。風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 咳や発熱など体調がすぐれない時は、症状を悪化させないために、またひとにうつさないために、無理せず休むようにしましょう。
- 「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」に該当される方は、「帰国者・接触者相談センター」または保健所にご連絡ください。